

水循環企業登録・認証制度のあり方検討会の運営について（案）

水循環企業登録・認証制度のあり方検討会（以下「検討会」という。）の議事内容の公開等については、以下のとおりとする。

- 1 検討会は非公開とし、議事要旨は、検討会終了後、速やかに公開する。
- 2 検討会で配布された資料は、原則として、検討会終了後速やかに公開する。
- 3 このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。